

標茶町分別収集計画

令和元年6月



標 茶 町

目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	9
	資料編	10

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要となっています。

本町の分別収集は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定により策定された『標茶町一般廃棄物処理（ごみ処理）基本計画』（平成 4 年 7 月）に基づき、平成 5 年度から順次町内各地域で開始いたしました。以後同計画に基づいて、町民や事業者等の理解と協力を得て分別数や計画収集区域の拡大を図ったほか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。以下「法」といいます）の施行により、新たに本分別収集計画を策定して保管施設や減容設備等の整備を進めてまいりました。平成 26 年 1 月には『標茶町循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」といいます）』を新たに策定し、同年 3 月には、『標茶町ごみ処理基本計画』を改訂し、町民、事業者、町が三者協働で「廃棄物の排出抑制、循環的利用、適正処理」に努めることとしております。

この間、地域計画にもとづき、平成 30 年 3 月には新たなごみ焼却施設（エネルギー回収推進施設）と最終処分場を建設し、同年 4 月より稼働しています。また、令和 2 年度中には、新たなマテリアルリサイクル推進施設が完成予定となっています。

本計画はこのような状況のなか、法第 8 条に基づいて一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の 3 R（リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民、事業者、町それぞれが責任を分担して取り組むべき方針を示したものです。

ごみの年間焼却量は分別収集の推進に伴い減少傾向にありますが、本計画の推進により、最終処分場をはじめとするごみ処理施設総体の維持延命化を図るとともに、循環型社会の実現を目指します。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向は次のとおりです。

- ・ごみの排出を抑制するとともに、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減
- ・再生資源を原材料とした製品の積極的な使用

3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定するものとします。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（→資料編）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成6年度
容器包装廃棄物	246 t	242 t	238 t	235 t	232 t

6 容器包装廃棄物排出の抑制のための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制を図るため、以下の方策を実施することとします。

なお、実施に当たっては、町民、事業者、町がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図るよう努めます。

(1) クリーンタウン推進員の活動

町は、町内各自治会が推薦した者をクリーンタウン推進員に委嘱し、クリーンタウン推進員は町と協働して、減量化資源化に係る指導及び啓蒙普及等の活動を行い、排出の抑制を図ります。

(2) ごみ減量化資源化促進対策事業助成金の交付

町は、地域住民団体等が主催する資源ごみ回収活動、不用品の交換会、ごみに関する講演会及び学習会の開催に係る経費の一部を助成し、ごみ減量化資源化の一層の推進を図ります。

(3) 町民、事業者、町の一体的取組の推進

町や商工会等で組織する標茶町ごみ減量化促進対策協議会等の既存組織を活用し、町民、事業者、町が協働で、繰り返し使用できるもの、再生品や環境への負荷の少ない製品・サービスの利用に努めます。

(4) 住民啓発活動の充実

町は、自治会や住民団体を対象とした学習会及びごみ処理施設の見学会の開催、町広報紙の活用など、あらゆる機会を通してごみ排出量の状況及び処理費用の状況を周知し、ごみの排出抑制、分別排出及び再生利用の意義と効果について町民の認識を深めます。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定めます。

また、本町が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分を下表右欄のように定めます。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分						
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶						
主として ガラス製 の容器	<table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: none;">┌───┐</td> <td style="border: none;">無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">├───┤</td> <td style="border: none;">茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">└───┘</td> <td style="border: none;">その他のガラス製容器</td> </tr> </table>	┌───┐	無色のガラス製容器	├───┤	茶色のガラス製容器	└───┘	その他のガラス製容器
┌───┐	無色のガラス製容器						
├───┤	茶色のガラス製容器						
└───┘	その他のガラス製容器						
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	牛乳パック類						
主として段ボール製の容器包装	ダンボール						
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他紙						
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル						
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	食品トレイ						
	その他プラスチック類 （食品トレイ以外のもの）						

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)**

(→資料編)

(単位：トン)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		平成6年度	
主としてスチール製の容器	11		11		11		10		10	
主としてアルミ製の容器	18		18		18		17		17	
無色のガラス製容器	(合計) 12		(合計) 12		(合計) 12		(合計) 12		(合計) 12	
	(引渡)量 12	(独自)処理量 0	(引渡)量 12	(独自)処理量 0	(引渡)量 12	(独自)処理量 0	(引渡)量 12	(独自)処理量 0	(引渡)量 12	(独自)処理量 0
茶色のガラス製容器	(合計) 28		(合計) 27		(合計) 27		(合計) 26		(合計) 26	
	(引渡)量 28	(独自)処理量 0	(引渡)量 27	(独自)処理量 0	(引渡)量 27	(独自)処理量 0	(引渡)量 26	(独自)処理量 0	(引渡)量 26	(独自)処理量 0
その他の色のガラス製容器	(合計) 15		(合計) 15		(合計) 14		(合計) 14		(合計) 14	
	(引渡)量 15	(独自)処理量 0	(引渡)量 15	(独自)処理量 0	(引渡)量 14	(独自)処理量 0	(引渡)量 14	(独自)処理量 0	(引渡)量 14	(独自)処理量 0
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1		1		1		1		1	
主として段ボール製の容器	115		113		111		110		108	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 17		(合計) 17		(合計) 16		(合計) 16		(合計) 16	
	(引渡)量 17	(独自)処理量 0	(引渡)量 17	(独自)処理量 0	(引渡)量 16	(独自)処理量 0	(引渡)量 16	(独自)処理量 0	(引渡)量 16	(独自)処理量 0
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	(合計) 24		(合計) 24		(合計) 24		(合計) 23		(合計) 23	
	(引渡)量 24	(独自)処理量 0	(引渡)量 24	(独自)処理量 0	(引渡)量 24	(独自)処理量 0	(引渡)量 23	(独自)処理量 0	(引渡)量 23	(独自)処理量 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 16		(合計) 16		(合計) 15		(合計) 15		(合計) 15	
	(引渡)量 16	(独自)処理量 0	(引渡)量 16	(独自)処理量 0	(引渡)量 15	(独自)処理量 0	(引渡)量 15	(独自)処理量 0	(引渡)量 15	(独自)処理量 0
(うち食品トレイ)	(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1	
	(引渡)量 1	(独自)処理量 0	(引渡)量 1	(独自)処理量 0	(引渡)量 1	(独自)処理量 0	(引渡)量 1	(独自)処理量 0	(引渡)量 1	(独自)処理量 0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

品目ごとに次の式により算出した値をもって排出量見込みとします。(→資料編)

特定分別基準適合物等の量の見込み ＝直近年度の特定分別基準適合物の収集実績 × 人口変動率
--

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、標茶町ごみ処理基本計画に基づき、これまでどおり町において原則として毎週1回収集を実施するよう努めます。

なお、具体的な収集体制及び収集日程については、毎年度、一般廃棄物処理実施計画において定めるものとします。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

次頁の表に定めるとおり、既存のリサイクルセンター、資源ストックヤードを活用して選別、圧縮、保管を行います。令和3年度にマテリアルリサイクル施設が供用開始した後は、次ページの表内の中間処理の欄が一部、「マテリアルリサイクル施設」に変更されるものとします。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集容器	収集車	中間処理	
			選別・圧縮	保管
スチール製容器	袋（半透明）	4トン 平ボディ車 2台	標茶町リサイク ルセンター	標茶町リサイク ルセンター
アルミ製容器				
無色のガラス製容 器	袋（半透明）	同上	標茶町リサイク ルセンター	標茶町資源スト ックヤード
茶色のガラス製容 器				
その他のガラス製 容器				
飲料用紙製容器包 装	袋（半透明）	同上	標茶町リサイク ルセンター	標茶町資源スト ックヤード
段ボール	ひもで縛る	同上	標茶町資源スト ックヤード	標茶町資源スト ックヤード
その他の紙製容器 包装	袋（半透明）	同上	標茶町資源スト ックヤード	標茶町資源スト ックヤード
ペットボトル	袋（半透明）	同上	標茶町リサイク ルセンター	標茶町資源スト ックヤード
食品トレイ	袋（半透明）	同上	標茶町リサイク ルセンター	標茶町資源スト ックヤード
プラスチック製容 器包装	袋（半透明）	同上	標茶町資源スト ックヤード	標茶町資源スト ックヤード

分別収集に必要な施設計画

施設の種類	対象とする容器 包装廃棄物等の 種類、量等	施設等の仕様（形状、形式、 能力、数量等及び整備計画）	管理 主体等	参 考 欄 （現有施設状況）
【中間処理段階】				
1. 選別・圧縮減容施設				
リサイクルセ ンター		形状：上屋付平屋 面積：297.83 m ²	町	既存施設 （使用開始年度： 平成6年度）
選別・圧 縮設備	a. 缶類 （アルミ缶、スチ ール缶）	磁選式空き缶圧縮機 （仕様） 主要機器：ベルトコンベア、 選別機、圧縮機 能力：200 kg/時間		既存設備 （使用開始年度： 平成10年度）
	b. ペットボトル	圧縮減容機 （仕様） 主要機器：圧縮減容機 能力：100 kg/時間		既存設備 （使用開始年度： 平成12年度）
2. 保管施設				
資源ストック ヤード	a. ガラス製容器 （無色、茶色、そ の他） b. 紙類 （飲料用紙製容 器、段ボール、そ の他の紙製容器 包装） c. ペットボト ル d. その他プラ スチック類 e. 食品トレイ	形状：上屋付平屋 面積：295.68 m ² （長 24.64 m 幅 12.00 m）	町	既存施設 （使用開始年度： 平成10年度）
マテリアルリ サイクル施設	未定	未定：上屋付平屋 面積：未定	町	新規施設 （使用開始年度： 令和3年度）

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、地域会・町内会等の住民団体、農協等の生産者団体、商工会、消費者団体等と緊密に連携を図るとともに、釧路管内市町村や再商品化を委託する事業者の存する自治体との情報交換に努めます。

容器包装廃棄物の排出量及び特定分別基準適合物等の量の見込みの推計

1 前5年間の容器包装廃棄物の収集実績

表1 平成26年度から平成30年度までの容器包装廃棄物の排出量

【単位：kg】

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
金属	スチール製容器	16,060	10,960	11,160	12,140	12,060
	アルミ製容器	16,800	17,080	16,680	15,380	19,550
ガラス	無色のガラス容器	11,020	14,500	22,880	16,120	13,480
	茶色のガラス容器	28,740	29,740	25,980	27,860	29,520
	その他の色のガラス容器	10,120	10,830	10,020	0	15,910
紙類	飲料用紙製容器包装	2,915	1,261	1,084	1,484	1,546
	段ボール	120,610	115,820	114,870	115,070	120,870
	その他の紙製容器包装 ※1	(19,000)	(18,900)	(18,600)	(18,300)	(18,200)
プラスチック	ペットボトル	18,690	22,090	20,970	19,800	25,950
	食品トレイ ※2	(1,510)	(1,500)	(1,480)	(1,460)	(1,450)
	その他のプラスチック 容器包装（トレイを含 まない）	12,110	17,940	20,800	22,135	17,066
容器包装全体排出量		257,575	260,621	264,524	233,629	291,722
ごみ排出量		2,787,285	2,756,344	2,698,438	2,721,418	2,607,558
容器包装廃棄物比率(%)		9.24	9.46	9.80	8.58	11.18

※1 平成19年度から「その他の紙製容器包装」と「雑紙」を併せて再商品化しているため、平成19年度以降の容器包装該当分の排出量は、平成18年度排出量及び各年度収集人口から次の式を用いて推算した。

$$\text{各年度排出量} = (\text{平成18年度の排出量} \div \text{平成18年4月末人口}) \times \text{各年度4月末の人口}$$

※2 平成19年度から「白色トレイ」と「着色トレイ」を併せて再商品化しているため、平成19年度以降の容器包装該当分の排出量は、平成18年度排出量と各年度収集人口から上式を用いて推算した。

※ 収集時に計量を行っていないことから、資源化（再商品化）量をもって収集実績とみなした。

2 令和2年度から5年間の容器包装廃棄物の排出量の見込みの算出方法

各年度の容器包装廃棄物の排出量の見込み

$$= \boxed{\begin{array}{c} \text{容器包装算定} \\ \text{対象廃棄物量} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{容器包装算定対象廃棄} \\ \text{物量に占める容器包装} \\ \text{廃棄物の比率} \end{array}}$$

表2 令和2年度から令和6年度までの容器包装廃棄物の排出量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計人口（人）※1	7,320	7,220	7,110	7,010	6,910
ごみ排出量（kg）※2	2,490,000	2,454,000	2,417,000	2,383,000	2,308,000
容器包装廃棄物比率（%） ※3	9.88	9.88	9.88	9.88	9.88
容器包装全体排出量（kg）	246,000	242,400	238,800	235,400	232,100

- ※1 令和2～令和3年度までの推計人口は、標茶町地域循環型社会形成推進地域計画より算出した。
令和4～令和6年度の人口推計は、標茶町人口推計における将来人口をもとに1年ごとに前年度比人口変動率を設定し、推計人口を算出した。
- ※2 令和2～令和3年度までのごみ排出量の見込みは、標茶町地域循環型社会形成推進地域計画より算出した。令和4～6年度のごみ排出量見込みは一人当たりごみ排出量をベースに推計。
- ※3 容器包装廃棄物比率は、現在の分別の基準となる第8期分別収集計画開始年度（平成29年度）及び直近の平成30年度の平均の容器包装廃棄物比率とした。

3 令和2年度から5年間の特定分別基準適合物等の量の見込みの算出方法

各年度の特定分別基準適合物等の量の見込み

$$= \frac{\text{直近年度の特定分別基準適合物等の収集実績}}{\text{人口変動率}} \times \text{人口変動率}$$

※ 人口変動率 = (今年度人口 - 前年度人口) ÷ 前年度人口 × 100

本計画策定時点で本町に特定開発行為等の予定はない。また収集実績には、観光客等町外在住者が排出する特定分別基準適合物等の量を含む。

表3 特定分別基準適合物等の収集実績と人口変動率を用いた特定分別基準適合物等の量の見込み

		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(推計)人口(人)		7,683	7,320	7,220	7,110	7,010	6,910
人口変動率		---	△4.7	△1.4	△1.5	△1.4	△1.4
金属	スチール製容器	12,060	11,500	11,300	11,100	10,900	10,700
	アルミ製容器	19,550	18,600	18,300	18,000	17,700	17,500
ガラス	無色のガラス容器	13,480	12,800	12,600	12,400	12,200	12,000
	茶色のガラス容器	29,520	28,100	27,700	27,300	26,900	26,500
	その他の色のガラス容器	15,910	15,200	15,000	14,800	14,600	14,400
紙類	飲料用紙製容器包装	1,546	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	段ボール	120,870	115,200	113,600	111,900	110,300	108,800
	その他の紙製容器包装 ※1	(18,200)	(18,000)	(17,700)	(17,400)	(17,200)	(17,000)
プラスチック	ペットボトル	25,950	24,700	24,400	24,000	23,700	23,400
	食品トレイ ※2	(1,450)	(1,400)	(1,400)	(1,400)	(1,400)	(1,400)
	その他のプラスチック容器包装(トレイを含まない)	17,066	16,300	16,100	15,900	15,700	15,500
特定分別基準適合物合計		275,602	262,600	259,000	255,100	251,500	248,100